

目指せ！

主任

ケアマネジャー

脱ペーパー狙う更新制度



熟練の技 頼られる地域のリーダーに

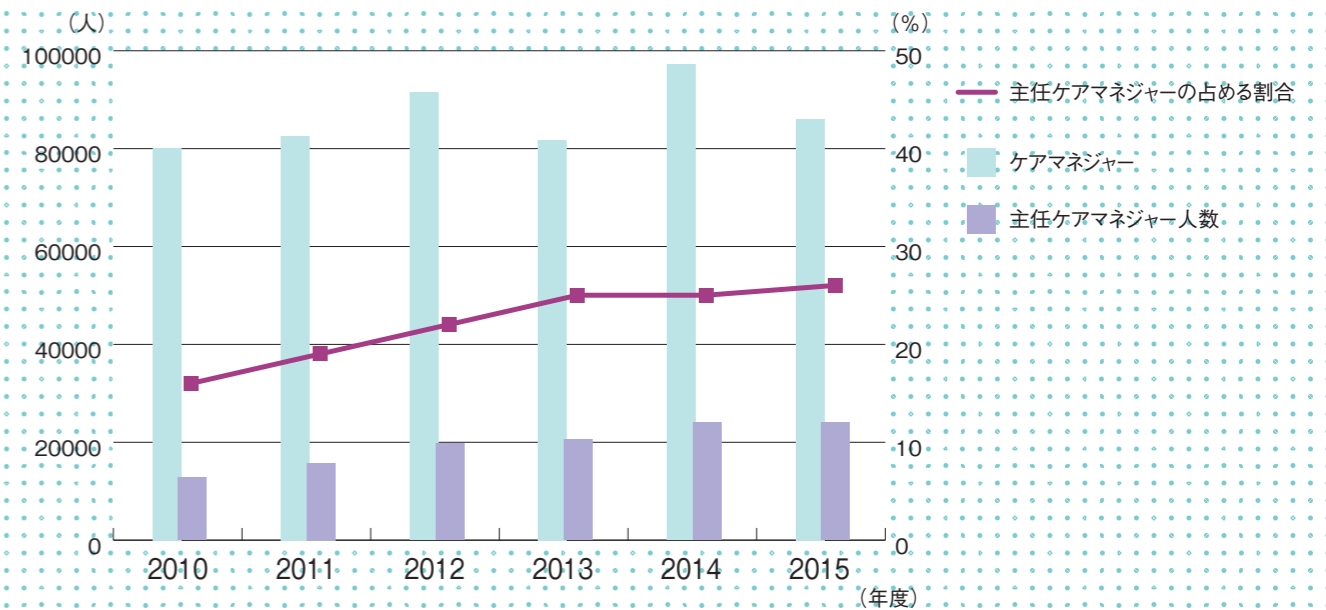
■ 3.8人に1人が主任ケアマネジャー

2006年に制度化された主任ケアマネジャー。地域のリーダー役として位置づけられ、はや11年がたちました。

現在どれくらいの主任ケアマネが働いているのでしょうか。厚生労働省が2015年度に行った「介護サービス施設・事業所調査」によると、居宅介護支援事業所で働くケアマネジャー約10万人のうち、主任ケアマネは約2万6,000人。

現場で働く3.8人に1人は主任ケアマネということ。10人のうち3人弱という計算ですから、これは多い！ 推移は年々増えていて（図1）、もはや「主任」は特別な資格ではなくなっているといえそうです。

図1 ケアマネジャー従事者数の推移と主任ケアマネジャーの占める割合



※調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、数量を示す従事者数の実数は前年以前と単純に年次比較できない。

出典：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」より編集部で作成

■ 更新制がスタートで「絞り込み」の時代に

主任ケアマネの資格取得が一気に進んだのが2009年度の報酬改定。特定事業所加算の要件が緩和されたことを背景に、5年の実務経験さえあれば実力とは無関係に主任の取得が推進されました。結果、「加算のための資格」と揶揄される事態に。「主任になったはいいけれど何をしたいかわからない」と、取った側も戸惑っているのが現実でした。

「5年の経験があれば誰でもなれる」「その後のフォローアップがゼロ」という、ペーパー主任の状況を打開するべく、昨年度から始まったのが「主任更新研修」です。厚労省は、2014年7月に法定研修を全面改定し、全体を体系化。新たに主任更新研修（46時間）を創設し、5年ごとの更新を義務づけました。すでに指導経験のある人の受講を想定し、個別支援記録一式つきの「指導事例」の提出が必須です。

加えて、更新できる人の条件も細かく規定しています。具体的には、①研修の企画、講師、ファシリテーターの経験

がある、②地域包括支援センターや職能団体が開催する法定外の研修に年4回以上参加、③ケアマネジメント学会の研究大会等で演題発表の経験がある、④認定ケアマネジャー、⑤主任ケアマネの業務に十分な知識と経験を有す

図2 主任ケアマネジャーに求められる役割

- 他のケアマネジャーに適切な指導・助言を行う
- 事業所における人材育成及び業務管理
- 地域包括ケアシステムを構築していくために必要な情報の収集・発信、事業所・職種間の調整
- 地域課題を把握し、地域に必要な社会資源の開発やネットワークの構築
- 個別支援を通じた地域づくり

出典：「主任介護支援専門員研修ガイドライン」より